

保険医又は保険薬剤師の登録

健康保険法（大正十一年法律七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、次のとおり
 保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
 保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の
 規定に基づき、公示する。

令和 八 年 六 月 八 日

北海道厚生局長

神ノ田 昌博

登録の記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
北医 三六〇三八	足立 隼樹	令和 八年 五月 十五日
北医 三六〇三九	井上 祥斗	令和 八年 五月 十五日
北医 三六〇四〇	上村 広大	令和 八年 五月 十五日
北医 三六〇四一	熊谷 知真	令和 八年 五月 十五日
北医 三六〇四二	小西 響稀	令和 八年 五月 十五日
北医 三六〇四三	清水 優花	令和 八年 五月 十五日
北医 三六〇四四	野中 歩	令和 八年 五月 十五日
北医 三六〇四五	松浦 晃也	令和 八年 五月 十五日
北医 三六〇四六	蕨 翔子	令和 八年 五月 十五日
北医 三六〇四七	飯田 一茶	令和 八年 五月 十九日
北医 三六〇四八	園部 大和	令和 八年 五月 十九日
北医 三六〇四九	橋本 英子	令和 八年 五月 十九日
北医 三六〇五〇	山崎 慎司	令和 八年 五月 十九日
北医 三六〇五一	山田 悠生	令和 八年 五月 十九日
北医 三六〇五二	三治 篤主	令和 八年 五月 十九日

保険医又は保険薬剤師の登録

健康保険法（大正十一年法律七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、次のとおり
保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の
規定に基づき、公示する。

令和 八年 六月 八 日

北海道厚生局長

神ノ田 昌博

登録の記号番号

氏

名

登録年月日

北歯 一一一四

金城 一紀

令和 八年 五月二十一日

保険医又は保険薬剤師の登録

健康保険法（大正十一年法律七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、次のとおり
 保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
 保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の
 規定に基づき、公示する。

令和 八 年 六 月 八 日

北海道厚生局長

神ノ田 昌博

登録の記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
北薬 一八九三七	南雲 圭悟	令和 八年 五月 八日
北薬 一八九三八	木本 彩夏	令和 八年 五月 十五日
北薬 一八九三九	竹原 理紗	令和 八年 五月 十五日
北薬 一八九四〇	成田 晴香	令和 八年 五月 十五日
北薬 一八九四一	鈴木 里麻	令和 八年 五月 十六日
北薬 一八九四二	篠原 みなみ	令和 八年 五月 十七日
北薬 一八九四三	横川 結女乃	令和 八年 五月 十八日
北薬 一八九四四	岡野 優美	令和 八年 五月 十八日
北薬 一八九四五	蘆田 明也	令和 八年 五月 十八日
北薬 一八九四六	金丸 真歩	令和 八年 五月 十八日
北薬 一八九四七	松岡 世梨佳	令和 八年 五月 十八日
北薬 一八九四八	今 聡太	令和 八年 五月 十九日
北薬 一八九四九	株本 眞希	令和 八年 五月 十九日
北薬 一八九五〇	小野 流空	令和 八年 五月 十九日
北薬 一八九五一	小林 菜都	令和 八年 五月 十九日
北薬 一八九五二	滝田 倅実歌	令和 八年 五月 二十日
北薬 一八九五三	青柳 克拓	令和 八年 五月 二十日
北薬 一八九五四	田村 美桜	令和 八年 五月 二十日
北薬 一八九五五	土屋 美保	令和 八年 五月 二十日
北薬 一八九五六	加能 里菜	令和 八年 五月 二十日

登録の記号番号	氏名	登録年月日
北薬 一八九五七	木下 佳保	令和 八年 五月 二十日
北薬 一八九五八	篠崎 陸	令和 八年 五月 二十日
北薬 一八九五九	守屋 溪吾	令和 八年 五月 二十一日